

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（60）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2016年11月15日号掲載）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（2016年に入ってから第二回目です。今回は2016年1月の沖縄問題・原発問題を取り上げます。）

IV 沖縄問題（一）

（1）まず初めに翁長知事の年頭記者会見のもようを手短かに紹介しよう。

- ① あらゆる手法を使っても、新基地を造らせないこと。
- ② 沖縄の基地問題、日本の安全保障問題、民主主義問題、地方自治の問題を訴えること。
- ③ 辺野古基地は絶対にできないことを確信し、そのために抗告訴訟を提起したこと。
- ④ 普天間基地の危険性除去といながら、普天間をそのままに出来るのか、大きな矛盾であること。
- ⑤ 宜野湾市長選に勝ち、民意の形でやってゆくこと。

（2）以上の会見の意義は、辺野古基地を絶対に作らせないという沖縄県民の強い意思を背負ってやり抜くという決意を表明したことである（1月1日赤旗）。

（3）1月2日、赤旗の調査により、2014年度アメリカ軍辺野古新基地関連工事七件の契約総額は475億円であり、少なくとも大手ゼネコン10社が計6321万円を国民政治協会（国政協＝自民党の政治資金団体）に献金した事実が判明した（1月3日赤旗）。

この事実は、安倍総裁率いる自民党にとって辺野古新基地の造成が、大手ゼネコンを金で釣った買収工事であることを如実に示している。

（4）1月7日、24日投票日の宜野湾市長選挙に立候補したシムラ恵一氏（新人）と佐喜間淳現市長との公開討論会が行われた。

争点は、「米軍普天間基地の危険性除去、閉鎖・返却をめざすか」、それとも「県内移設の容認」か、であった。シムラ氏は前者であり、佐喜真氏は後者であった（1月9日赤旗）。

（5）1月12日衆議院予算委で、安倍首相は次のように述べた（1月13日河北新報）。

“24日に沖縄宜野湾市長選がある。…米軍普天間飛行場の名護市移設計画に沖縄の民意は影響を与えるのか”との大西議員（民主）に質問に対し、安倍首相は、“安全保障にかかわることは国全体で決めることだ。一地域の選挙で決定するものではない。民主党政権からの交代後の3年間で結果を出した。大きく前進させている”と答弁した（1月13日河北新報）。

（6）この答弁は、日米軍事同盟のためならば、沖縄を「棄民」しても

構わないという意味を持つ傲岸不遜な発言である。一国の総理としての見識の欠如を示した発言であり、早晚己の政治的生命を断つであろう。

(7) 1月14日、沖縄県は、国に対し、国・地方係争処理委員会が国土交通相の決定に関する翁長知事の審査請求を却下したことを不服として訴える訴訟を起こす方針を固めた。

その結果、辺野古移設をめぐり三つの訴訟が鼎立することになる(1月15日赤旗)。

(8) 米軍普天間基地は、日米政府の計画では、V字型の二本の滑走路と普天間基地にはなかった弾薬庫付き大型強襲揚陸艦が接岸できる岸壁つきで、オスプレイを100機配備可能で耐用年数が200年、という巨大な「最新鋭」基地である(1月17日赤旗)。

この事実は、普天間基地がアメリカ軍と日本自衛隊の一大最新鋭の大出撃基地となるためのものであることを示している。

(9) 名護市辺野古の新基地受注者国場組が「佐喜真アツシ必勝 国和会・国場組協力会総決起大会」を開いた。国場組は大手ゼネコン大成建設などと組み辺野古新基地の本体埋め立て工事の一つを約220億円で受注した企業である。同社(国場組)は、米軍占領下、基地建設で発展し、自民党や保守県政と支えてきた企業である。

従って、翁長知事に埋め立て承認を取り消され、辺野古工事が止められることは死活問題となる。そこで、本社・関連会社の700人を集

め「総決起大会」を開き、佐喜真候補(宜野湾市長候補)を「期日前投票に向かって行動し、佐喜真候補必勝」を狙い、佐喜真候補を支援し、応援したのである(1月19日赤旗)。

(10) 1月19日記者会見で、翁長知事は、辺野古新基地建設に伴う埋立承認取消をめぐる県の審査申し出を却下した第三者機関の国・地方係争処理委員会の決定を不服として、国を相手取って新たな提訴に踏み切る方針を発表した(1月20日赤旗)。

この新たな提訴を含め、辺野古新基地をめぐる沖縄県と国との裁判は次の三裁判となったのである。

- ① 原告国交相。被告翁長知事。訴えの趣旨は、知事の埋め立て承認取消しの撤回を求める。経緯は2015年11月に国が提訴、福岡高裁で審理中。
- ② 原告沖縄県。被告国。訴えの趣旨は、知事の取消しを効力停止した国の違法性を問い、効力回復を求める。経緯は、2015年12月に県が那覇地裁に提訴。
- ③ 原告は翁長知事。被告は国交相。訴えの趣旨は、知事の審査申し立てを却下した係争委の決定を不服として司法判断を求める。経緯は、提訴方針を決定。1月末に福岡高裁に提訴。

(11) このように辺野古新基地建設問題は、民衆運動をバックとする翁長知事と、アメリカに従属する安倍政府との司法的対決になったのである。

(12) では法的に何れが法に叶っ

ているか。五十嵐敬喜法政大学名誉教授によれば、次の通りである。

国の訴状の理論的根拠は、①「行政の継続性」、つまり行政行為は権限のある行政庁が公益のため自ら適法なものと確認して行う国家権力の発動であるから、裁判所の判決と同様それ自体権威を有し、適法性が推定される、②行政処分に仮に違法があり、国民の権利侵害があったとしてもその効果は維持されるという大きな特権がある、③米軍の施設や装備内容といった、我が国の国防・外交に係る事項について審査判断する権限は沖縄県知事には与えられていない。

以上が国側の合法性を主張する根拠である。そして五十嵐氏は、国側の主張の根幹にあるのは、「行政無謬主義」であるという。(五十嵐敬喜『「沖縄・辺野古の「公有水面埋立承認の取消し」を考える』世界2015年12月号)。

(13) つまり、行政府(=国)は国民に対し、たとえ違法な処分であってもそれが取り消されるまでは有効であるとして扱われるべきだとする考え方である。そしてこの理論は、「公定力理論」といわれ、国家の権威を高めるための国家主義的理論であり、国民主権主義、民主主義の憲法の下では理論的にも実際的にも通用し得ない「理論」である。国はこの古めかしい誤った「理論」を持ち出して沖縄県と対峙しようとしているのである。

このことは、行政不服審査法が行政庁の違法又は不当な処分に対して国民に不服申立の権利を保障してお

り(同法1条)、また憲法が違憲審査権を裁判所に与えていることから明らかである。本来、国家=政府というものは、人民の権利を違法又は不当に侵害する危険な存在なのである。

(14) 1月24日、宜野湾市長選挙が行われた。当選したのは佐喜眞氏(無所属・自公推薦・現職)であり、27668票獲得した。対する志村恵一郎(無所属、新人)は21811票であった。

辺野古新基地移設反対派志村氏が、移設反対をあいまいにした佐喜眞氏に敗れたのである。

1月24日、安倍首相は、自民党幹部に、“この勝利は大きい”と語った(1月25日河北新報)。

一方、翁長知事は、記者団に「思いが届かなかった。辺野古移設反対の政策に変化はない。反対勢力で作る『オール沖縄』が縮まることはない」と語った(1月25日河北新報)。

(15) だが最後の勝利者は、安倍政府ではないであろう。沖縄県民の辺野古新基地建設反対の意思は、運動の力、裁判闘争によって勝つであろう。それが歴史の教訓である。

(16) 1月25日、「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」は記者会見し、辺野古代執行訴訟第三回口頭弁論が開かれる29日から福岡高裁那覇支部前の公園で裁判闘争の激励会を開くことを決定した。

1000人以上を目標に幅広い県民に参加を呼びかけた(1月26日赤旗)。

民衆は決して諦めていないことの

証左である。

(17) 1月27日、名護市辺野古新基地建設反対の集中行動が米軍キャンプ・シュワブゲート前で行われた。海上では四隻の抗議船と11艇のカヌーが出港し、「宝の海を壊すな」とシュプレッヒコールした。安倍政府が工事の本格的に着工しようとする時のことである。300人が集まり、工事阻止の行動を行った

(1月28日赤旗)。人民の力を示した行動である。

これに対し、安倍首相は、1月27日衆議院本会議で志位共産党委員長の代表質問に対する答弁の中で、“法治国家として関係法令にのっとりて辺野古移設を進めていく。憲法と法の支配を無視する独裁政治だという指摘は当たらない”と述べた(1月28日赤旗)。

沖縄県民の民意を金と力づくで押しさえつけようとする政治家、すなわち安倍晋三氏である。おごれる政治家は、政治家の名に値しないと思う。

(18) 1月28日、首相官邸で、「政府・沖縄県協議会」の初会合が開かれた。政府側から菅官房長官、岸田外相、中谷防衛相、島尻沖縄担当相が出席、沖縄県側から翁長知事、安慶田副知事が出席した。

この話し合いの中で、沖縄側は那覇空港の第二滑走路の早期整備を要望した。これに対し、政府側は着実に進めると回答した。翁長知事は、“沖縄をめぐる歴史の理解から県民の気持ちに寄り添ってほしい”と応じた(1月29日赤旗)。

(19) 1月29日、国

が撤回を求めて沖縄県を訴えた代執行訴訟の第三回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれた。多見谷寿郎裁判長は29日結審としたい、と述べるとともに、和解を勧告した。そして「根本的和解案」と「暫定的和解案」を示し、双方が協議することを求めた。そして、裁判所は翁長知事と稲嶺名護市長を証人として採用することを決定した(1月30日河北新報、赤旗)。

和解案の内容は執筆時点では明らかにされていない。(なお、世界2016年5月号121P以下に五十嵐氏が要約した和解案が掲載されている。)(20) 1月29日、「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」主催で、第三回口頭弁論に臨む翁長知事と弁護団を激励する集会が開かれ、約1000人が集まった。

あいさつした翁長知事は、“オール沖縄の民意は、一昨年しっかりと示されていますので、私たちは固い信念を、全県民に対する包容力を持ちながら、新辺野古基地をつくらせないという方向に向かって頑張ってまいります”とあいさつした。

また「オール沖縄会議」の共同代表呉屋守将氏は、“私どもの行く道は、決して平坦ではありませんが、正義の道、この一本しかございません。法廷の中も外も私たちの民意で埋め尽くそうではありませんか。熱く打たれれば打たれるほど強くなる気持ちでオール沖縄は頑張ります”と述べた(1月30日赤旗)。

この集会は、沖縄県民が沖縄を愛し誇りに思っていることを如実に示したのである。

一 核兵器廃絶の動きと人間の生存

V 核・原子力と人間の生活

(一)

(1) 1月6日、北朝鮮は四度目の核実験を行った。北朝鮮は朝鮮中央テレビを通じて、初の水素爆弾に成功した、と公表したのである。そして、今回の実験は、小型化された水爆の威力を科学的に解明し、核武力発展のより高い段階のものであり、水爆まで保有した核保有国の隊列に加わった、米国をトップとした敵対勢力の核の脅かし、恐喝から国の自主権、民族の生存権を守る、そして米国の極悪非道な対北朝鮮敵視政策が根絶されない限り我々の核開発中断や核放棄は絶対にあり得ない、とした(1月7日赤旗、河北新報)。

(2) この北朝鮮の核実験に対し、各団体が抗議声明を発表した。

日本原水協は、“北朝鮮の暴挙に断乎抗議し、すべての核実験をやめ、核兵器開発計画を放棄するよう強く要求する”という談話を安井正和事務局長名で発表した。そして、談話は、“国連安保理の諸決議や朝鮮半島の非核化をめぐる合意にとどまらず、核兵器廃絶を求める世界諸国民の願いに対する重大な挑戦である”と批判した。それと同時に、談話は、北朝鮮の核開発をめぐる一連の経緯は、核兵器全面禁止条約の交渉開始の緊急性を改めて示しており、とくに核保有国の政府が核兵器全面禁止の行動をただちに起こすよう強く要求する“という内容である。

また日本被団協(日本原水爆被害者団体協議会)は声明を発表し、いかなる理由をつけようとも北朝鮮の核実験に強い怒りをもって抗議する、北朝鮮に対して核兵器を保有し、さらに拡大することで自国の存在を示そうとする考えを直ちに捨てさせるよう要求し、同時に日本政府をはじめ各国政府

に対しても、力に対応するかのような言動を厳に慎み、理性的に対応することを強く望む“とした。また日朝協会、全国保険医団体連合会、北海道原水協、岩手県原水協、青森県原水協も同旨の声明を出した(以上1月7日赤旗)。

(3) ①この北朝鮮核実験に対し、安倍首相は、国家安全保障会議(NSC)会合を開き、日本独自の措置も含め断固たる対応を検討するよう指示した。そして、“水爆実験が事実なら、北朝鮮の核の脅威がさらに深刻化する恐れがあり、日米韓や中国など国際社会は安保理決議を無視した強硬姿勢を強く非難し、重大な脅威であいい、断じて容認できない”と述べた(1月7日河北新報)。

②なお、専門家の間には、本格的な水爆の前段階に当たる「ブースト型」原爆との見方も強くあり、検証は難しいとの見方もある(1月7日河北新報)。

(4) 1月6日(日本時間1月7日)、国連安保理は、非公開の緊急会合を開き、北朝鮮の核実験は過去の核実験で採択した安保理決議の明白な違反であり、「国際的平和への脅威」だとし、安保理は新たな決議によってさらなる重大な措置をとる作業を直ちに開始する、と非難する報道声明を出した(1月8日河北新報)。

(5) 1月14日、潘基文国連事務総長は2016年の課題を国連総会で要旨次のように報告した。

①核兵器は人類の脅威をなっていること。②包括的核実験禁止条約(CTBT)が発効せず、核保有国が核弾道の近代化に巨額の予算を費やしていることへの懸念があること、③暴力的で無責任な非国家主体が出現する中で核兵器の危険は増大している

こと、④危険な連鎖を止め、核軍縮と不拡散を国際的な課題の中心に改めて据えること、⑤北朝鮮の核実験は国連安保理決議に違反する行為であること、⑥われわれの難題は、過激主義を助長する逆効果の方法を用いて自分自身を傷つけてしまうことなしにISなどに打ち勝つこと、⑦良く計算された安全保障に基づく対テロ措置は必要だが、対応の中心には人権を据えなければならないこと、⑧統治の失敗・排除や絶望などへの対応を求めること。以上が報告の要点である(1月16日赤旗)。

(6) 以上の報告を貫く重要な基調は、①包括的核実験禁止条約が核保有国によって妨げられていること、②核兵器の危険は増大しており、その連鎖を止め、核軍縮、核不拡散を国際的な中心課題に改めて据えるべきであるとしたこと、③対テロ措置の中心に「人権」を据えたんければならないとしたことである。

このように報告の中軸は、核保有国への核軍縮を促すと共に、対テロ措置には「武力」ではなく「人権」を以って対応するものでなければ人類は破滅の道を歩むであろうということである。

(7) ここで赤旗により、国連の核兵器廃絶の動きをスケッチする。

①1946年1月24日、ロンドンでの国連総会で第一号決議が全会一致で採択された。決議内容は、①原子力エネルギーの利用が平和目的に使われるよう管理すること、②各国の軍備から原子力兵器とその他のあらゆる大量破壊兵器を撤廃すること、③そのために提案

二 原発と人間のくらし

(1) 原発の地方設置に対する不安

①2016年月日1月5日、福井県西川知事は関西電力八木社長と会談した。

西川知事は、2015年4月に廃炉扱いとな

を行う委員会を設置すること、というものであった。アメリカ政府はこの決議に賛成した。その後、冷戦が始まり、その過程で核兵器開発競争が激化し、米、英、仏、中、ロの5ヶ国が核兵器保有国となった。

さらに北朝鮮、インド、パキスタン、イスラエルが事実上の保有国となった。そしていま世界では1万6000発を超える核兵器が存在している。

一方で、④第一号決議以後も、国連総会では核兵器廃絶やそのための交渉開始を求める決議が無数採択された。特に2012年以降は、非人道性の観点から核兵器廃絶や禁止条約を求める運動が強くなり、国連総会は、毎年同趣旨の決議を圧倒的賛成多数で採択した。そして2015年12月には禁止条約を含む具体的措置を議論する初の作業部会を開くとする決議を採択した。

そして2016年1月11日、国連総会70年記念式典で、第一号決議(1946年)は「各国の協力の精神の例」として高く評価されたのである(1月24日赤旗)。

(8) 今までみてきたように、核兵器廃絶は、動かし難い世界の潮流である。核兵器は残忍極まる非人道的な兵器であり、使ってはならない兵器である。核兵器廃絶の声は、今や全世界の人間の良心の叫びである。そして率先

して核廃絶をすべきは、核武器保有国である。核実験を行った北朝鮮に対する厳しい批判と同時に、その批判は核武器保有国、すなわち米国、英国、仏国、中国、ロシア、インド、パキスタン、イスラエルにも向けられるべきである。

った1,2号機につき、「廃炉計画申請の前にわれわれと関電の間で廃炉に関するさまざまな約束事を決めておく必要がある」と述べ、原子力規制委への廃炉計画の前に県と取り決めを結ぶよう要請した。関電によれば、廃炉に関する取り決めは、関電が福井県を美浜町

と結ぶ安全協定に追加する方向で調整中という。しかし、会談後八木社長は、廃炉計画提出前に県と取り決めを行う可能性につき、県との今後の調整による、と述べた（1月6日赤旗）。

②1月5日、泉田裕彦新潟県知事は、柏崎刈羽原発の再稼働を目指す広瀬東京電力社長と会見し、県が独自に進める福島第一原発事故の検証作業に関連し、東電側の説明が不十分だとし、“原発を運営する資格はない”と批判した。これに対し、広瀬社長は、再稼働への理解を求めた。しかし、泉田知事は、“東電は炉心溶融（メルトダウン）を認めるまで三ヶ月かかった。どういう事情で消極的対応をしたのか。情報を隠されると避難はできない”と述べた（1月6日赤旗、河北新報）。

③1月6日、原子力規制委は、東京電力柏崎刈羽原発で安全施設関連のケーブルが新規準に反したことをきっかけとして、全国の新規準に同様の問題がないか調査することを指示した。

ところが運転中の九州電力川内原発1、2号機と再稼働準備中の高浜原発3、4号機は対象外とされた。その事故は、中央制御室床下に、原子炉の緊急停止に必要な「安全系」ケーブルとその他のケーブルとが混在して敷設されていることが発覚した。その後の調査で1～7号機でも同じ違反が発覚した。そこで規制委は、保安規定違反の二番目に重い「違反2」に相当するとした。さらに福島第二原発、中部電力浜岡原発など5原発でも同様の問題が発覚した。そして規制委は、ケーブルに限らず安全機能を有する設備に影響を与える工事について全原発に調査を指示した（1月7日赤旗）。

④2016年1月6日、関西電力高浜原発3、4号機（福井県）の再稼働を認めた福井地裁決定を不服だとして、住民は名古屋高裁金

沢支部に保全抗告した。保全抗告された福井地裁決定とは、2015年12月の異議審査決定であり、原発の新基準を合理的と判断し、同月4日に再稼働差し止めを命じた同地裁の仮処分決定を取り消したものである。つまり再稼働を認める仮処分決定であった。この決定に対し、住民側は、福島の事故に学んでいないとして争い、保全抗告したのである（2016年1月7日赤旗）。

（2）2016年1月7日、赤旗の報ずるところによれば、原発の安全設備関連のケーブルが分離されていない、不適切な工事をされた原発は、東電柏崎刈羽原発1～7号機、福島原発第二3号機・4号機、中部電力浜岡4号機、北陸電力志賀1号機、東北電力東通1号機、乙川3号機である。抜き取り検査で安全性確認は、運転中の川内原発1、2号機。使用前抜き取り検査で安全性確認は高浜三、四号機である。

（3）以上の事実が示しているのは、実は新基準の要件を充たしていない不完全な原発が新基準を充たしているとされて、すでに再稼働しているか、又は再稼働しようとしているという恐るべき実態である。

（4）①1月8日、原子力規制委は、東北電力乙川原発2号機の新規制基準に基づく適合性審査会合を開き、東北電力が策定した耐震設計の目安となる基準地震動（最大の揺れの想定）をめぐり、敷地周辺で発生する地震について議論した。そして東北電力は、マグニチュード8・1の地震が起きても地震の揺れは乙川原発の基準地震動を下廻ること、敷地近くの太平洋側の断層や、仙台湾北部にある断層群が活動した場合の揺れも基準地震動を下廻ることを説明した。

同日、原子力岸委員会は、電源開発（Jパワー）が青森県大間町で建設中の大間原発の新基準に基づく適合性審査会合を開いた。電源開発は、敷地内にある断層の活動性

について、「将来活動する可能性のある断層ではない」と主張した(1月9日河北新報)。

(5) 福島第一原発事故で発生した指定廃棄物の処分場につき、政府は宮城など5県内の各市町村がごみ処分場や下水処理施設で分散保管する方式を継続する方針を固めた。堅固なコンクリートで覆う処分場を5県に1ヶ所ずつ設置する計画は地元の反対が強いため事実上断念する。環境省は、屋外の仮置場を集約したり、屋根や壁を設計で対応する方針だという。

同日、原子力規制委員会は、電源開発(Jパワー)が青森県大間町に建設中の大間原発の新規準に基づく適合性審査会合を開いた。

電源開発は、敷地内にある断層の活動性について、「将来活動する可能性のある断層ではない」と主張した(1月9日河北新報)。

しかし、分散保管も災害が起こった時、廃棄物が散らばる可能性があり、抜本的対策にはなっていない、とする懸念が住民の間にある(1月16日河北新報)。

そもそも問題となっている指定廃棄物は、福島原発事故で放出された放射性物質を含む汚泥や焼却灰などであり、放射性セシウムの濃度が1キロワット当たり8000ベクレル超の廃棄物であり、2015年9月の時点では12都道府県に計約16万6000トンあり、福島県が13万8000トンを占める。政府は、発生した各都道府県で処理する方針を決定した。特に宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の5県で約2万5000トンの廃棄物が発生し、既存の施設では処理しきれないため、2011年11月に処分場を新設する方針を決めた。

ところが候補地として示した宮城県栗原市、大和町、加美町と栃木県塩谷町、千葉市では住民や自治体の反撥が強く、政府はくわしい調査をできない状態が続いていた。

橋本茨城県知事は、2015年末、県内市町村長の意向にそい、国に分散保管のままとすることを要望した。そして千葉市にも同様の対応を求めた。

一方、町内への処分場建設に反対していた見形塩谷町長は、「分散させると災害が起こった時に廃棄物が散らばる可能性がある」として、国に抜本的対策を求めた(1月16日河北新報)。

(6) ①2016年1月16日、「福井から原発を止める会」は記者会見を行い、関西電力高浜3、4号機の運転差し止めを求めて、3月11日に福井地裁に提訴すると発表した。中畠代表は、“処理・処分の方法が発見されていない「死の灰」をどんどんどん生成、蓄積して問題を不問に付す再稼働は認められない”と訴えた(1月17日赤旗)。

また福島県は、2016年1月15日迄に、東京電力第一原発事故により発生した風評対策費などの支払いを東電に求めるため裁判外紛争解決手続き(ADR)機関の原子力損害賠償紛争解決センターに仲介を申し立てることを決めた。その請求額は総額約10億円であり、4月にも申し立てる予定である(1月17日赤旗)。

2016年1月18日、八幡浜市の市民は、伊方原発の賛否を問う住民投票条例制定を求めた。「住民投票を実現する八幡浜市民の会」が9938名の署名(全有権者の32.3パーセント)を集め、市長に提出した。

②条例請求はたたかいであった。2015年9月、大城市長が独断で県知事に伊方原発再稼働につき同意したのである。しかも再稼働推進派の議員は9月議会の最終日、早期の再稼働を求める決議案を8対7で成立させた。このことへの怒りの中から住民投票条例制定の直接請求書名が始まったのである(2016年1月28日赤旗)。

(7) ①2016年1月29日、関西電力は高

浜原発3号機（福井県）を再稼働する方向で最終調整していることが判明した。もし再稼働が実現すれば九州電力川内原発1, 2号機（鹿児島県）に次ぐ3機目の再稼働となる。プルトニウム、ウラン、ウラン混合物（MOX）燃料を使った初めてのプルサーマル発電となるのである。関電は2013年7月に高浜3, 4号機の再稼働に必要な審査を規制委に申請し、2015年2月に審査に合格した。しかし、その約三ヶ月後、福井地裁は、再稼働を認めない決定を下した。ところが同年12月に同決定が取り消された。そのため再稼働は可能となった。そして高浜原発は再稼働へと動き出したのである（2016年1月22日河北新報）。

②この動きに対し、反対の運動が湧き起こった。例えば2016年1月22日、首都圏反原発連合（反原連）が180回めの首相官邸前で抗議行動を行った（1月23日赤旗）。

なお、2016年1月21日、東京や京都などの市民団体は、運転中の九州電力川内原発1, 2号機の再稼働準備中の関西電力高浜3, 4号機について調査報告書提出を求める要請書名約1800人分を原子力規制委に提出した。

要請の内容は、①高浜原発3, 4号機の原子炉起動の中止、②川内1, 2号機の運転を停止して他の原発と同じくケーブル敷設につき調査報告の提出をさせるべきだ、というものである。

ところが規制庁は、新規制基準に基づく審査や検査をしたので、改めて調査報告は求めないとした。つまり市民の要請を撥ねつけたのである（1月23日赤旗）。

（8）①2016年1月6日、規制委は、東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）の中央制御室床下に1000本以上のケーブルが不適切に敷設されいた問題の発覚（2015年9月28日）を踏まえ、すべての事業者に各原電のケー

ブルの敷設状況の確認を求めた（すでに稼働した川内原発1, 2号機の使用前検査はその前に始まり、ケーブルの隔離状況を含む火災防護施設の項目では、関西電力高浜原発3, 4号機は使用前検査で確認済み、あるいは確認中であることを理由に除外）。九州電力が行った検査結果を記録した成績書について、1号機で5冊、2号機で4冊確認した。

その中から影響減対策として現場確認したのは1, 2号機で各一ヶ所ずつ、いずれも新たに耐火隔壁を設置した重要なポンプとポンプの隔離状況であった（1月25日赤旗）。

②問題は、規制委が書類審査のみで危険な原発の安全性を確認したことである。

三 核兵器と人類

（1）一方、安倍首相は施政方針演説で、原発による被災については、①来年（2017年）春までに2万5000戸の災害公営住宅が完成し、高台移転も七割で工事が完了する見込みあること、②2016年（春）ほぼ全ての漁港が復旧すること、全ての水産加工施設の再開を目指すこと、農地の8割が作付け可能となる予定であること、③今後5年間を復興、創生期間と位置づけ6兆5000億円の財源を確保し、被災地の自立につながる支援を行うこと、④福島では来年（2017年）春までに帰還困難区域を除く避難指示を解除し、廃炉・汚染水対策を着実に進め、中間貯蔵施設の建設と除染を一層加速し、生活インフラの復旧に全力で取り組むと述べた（2016年1月23日赤旗）。

（2）この美辞麗句に満ちた施政演説の落とし穴ないし真に意図していることは、①土木工事には金を出す但那工事は全て民間業者任せの金儲けのためであること（①③④の後半）、②農業・漁業関連の復旧事業も農民や漁民任せであり、政府は責任は負わ

ないこと(②)、③廃炉、汚染水対策(傍点筆者)もお座なりのことしか行わないということであり、廃炉も汚染水除去も行わないということなのである。

(3) ①2015年8月11日、再稼働した九州電力川内原発1,2号機で、再稼働前検査で火災防護のためのケーブルの分離状況の現場確認は各号機で一か所ずつで、いずれも新たに耐火隔壁を設置した重要ポンプとポンプの分離状況だった(1月25日赤旗)。

②この問題の重要性は、危険かつ重大な事故につながる火災防護のケーブルの分離状況を現場確認したのは各一ヶ所ずつであったことであり、後は書類審査で確認したのみであったことである。手抜き検査と諺られても抗弁できないずさんな審査で危険な原発が再稼働しているのが現実である。

③その現実を変革するために何が必要か。さし当っては原子力規制委の改革をもっと民意を反映する民主的なものにすべきである。しかし究極的には、原発は廃炉とすべきである。電力需要は自然エネルギーで十分賄えるのである(この問題については、井上勝博「問題だらけの再稼働強行 全国と連帯した連続的なたたかい」前衛2016年3月号で詳しいので参照して戴きたい。)

(4) ①1月25日、527人の市民が関西電力高浜原発3,4号機の工事認可に関して、蒸気発生細管の耐電性評価において審査ガイドの規定に反しているとして、認可の取消しを求めて527人の市民が、行政不服審査法に基づく異議申立てを原子力規制委員会に行った。

異議申立書によれば、①高浜3,4号機の審査では、地盤特性の不確かさを考慮した取扱いを行っていないこと、②関電資料から推定し、従来どおり不確かを考慮した場合、許容量を上廻るとするものであること、③高浜原発3,4号機の蒸気発生器細管の

耐震評価では、関電は従来と異なる解析手法を用いているものの地盤特性の不確かさを考慮しない理由にならないこと、が異議申立ての主な理由である(1月26日赤旗)。

つまり、高浜原発3,4号機の認可には地盤の不確かさや、許容値を上回る放射能が出てくること、そして耐電評価にも不備があることである。

②にも拘らず関西電力は、福島事故後は初めてのプルサーマル燃料装荷を始め、高浜3号機は1月に、4号機は二月に再稼働を進めようとしているのである。

③高浜原発は、欠陥原発の一つである。にも拘らず、原発再稼働が強行されようとしている。

その理由は何か。それは安倍政府が、日本を「原発利益共同体」に変質させ、原子力関連の大企業に巨大な利益を得させ、その見返りとして自民党が政治資金を調達する仕組み、つまり日本を「原子力大国」に仕立て上げようとする野望と国家戦略が根底にあるからなのである(佐藤正雄「県民に原発政策語らず、政府、関西電力、県政が一体で原発推進」前衛2016年3月号参照)。

(4) 2016年1月25日、関西電力は、高浜原発三号機の原子炉を1月29日夕方起動し、再稼働させることを明らかにし、原子力規制委員会に届け出た。31日には4号機にも核燃料を装填する予定であるという。これは、新規制基準施行後、九州電力川内原発1,2号機に次いで3基目の再稼働で、プルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料を使用するプルサーマル発電は新規制基準下では初めてである。

この動きに対し、市民の反対は強い(1月27日赤旗)。

(5) ①1月26日、東芝は新原発の収益が悪化している国内の原発事業を本体から切り離して別会社として立て直す案を検討し

ていることが判明した。

②その狙いは、①海外向け事業を展開している子会社のアメリカ・ウエスチングハウス・エレクトリック (WH) に経営資源を集中し、新興国での受注拡大を狙うこと、②別会社にすることにより経営判断の迅速化や採算管理の厳格化を図れること、③東芝は福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉を扱っており、原発事故後は既存現パルの補修や廃炉作業が中心になっているが、これに対し WH は世界で主流の加圧型軽水炉に取り組んでおり、成長が見込まれると判断したこと、などである (1月27日河北新報)。

③しかし、この狙いは、思惑通りにいかないであろう。WH も新規受注が低迷しており、また不正決算問題のため2016年3月期の連結純損益が赤字となる見通しがあるからである (前掲河北新報)。

(6) ①1月26日、経済産業省は、原発の高レベル放射性廃棄物の最終処分につき、沿岸の海底下に処分する技術的課題を検討する有識者研究会の初会合を開いた。

最終処分場は、第一に地上施設に廃棄物の加工場や管理棟を置き、地下300メートルより深い場所に6~10平方キロメートルの巨大な地下施設を造り廃棄物を埋める方法。

第二は海底下に地下施設を作る場合は、沿岸の地上施設から海底下に向かって廃棄物を運搬する長い坑道を掘る方法。

経産省は、2016年中に最終処分場に適した「科学的有望地」即ち海底下の処分場を示す方針であるという (1月27日河北新報)。

②この問題の重要な点は、坑道が高い水圧により坑道が(ダブっていますが…)破壊され、危険な放射能を含む物質が海上に流れ出て、海を汚染し、魚を介して人体や生態系を破壊しつくすことを無視していることである。

(7) ①1月26日、茨城県東海村村長は、村内にある日本原子力発電(日本原電)東海原発の廃炉作業で発生した低レベル放射性廃棄物の一部について、原発敷地内での埋設を容認する考えを示した。立地自治体の首長容認表明は全国で初めてである。最終的には原子力規制委の許可や村議会の了承も必要になる。もし実現すれば、廃炉に伴う低レベル放射性廃棄物の処分相が初めて確保される。

その理由について、村長は、“最も濃度が低い廃棄物は、条件が整えば受け入れはやむを得ない、廃炉が最も進んでいる東海村が決断しないと他原発での廃炉に影響が出かねない”と述べた。

日本原電の事業計画によると、敷地内に縦80メートル、横100メートル、深さ4メートルの穴を掘ってL3約1万6000トンを入れて埋設し、放射性物質の強さが減衰する30~50年間管理する。(なお東海原発は1998年に運転を終了している) (1月27日河北新報)。

③原発の廃棄物をどう処理するか。住民の安全を確保するために何が重要か。

まずは全ての原発を廃止することである。このことを前提として、既に発生している核のゴミ(廃棄物)については、科学の総力を尽くし、核のゴミを極力無害化する方法を発見し、無害化した上で処理することであると考える。

VI 核兵器と人類

(1) ここで「高浜原発再稼働を許さない! 関電包囲全国行動」について記す。この行動は、「原子力発電に反対する福井県民会議」が開いたものであり、400人が集まり、リレートークやデモを行った。参加者の一女性は、“地震国日本には原発は絶対に許されな

い。ここが根本です。原発は全部廃炉にすべきです”と語った（1月28日赤旗）。

この一語に原発問題の本質がえぐり出されている。

(2) ①1月27日、経済産業省の作業部会が開かれた。

そこで議論されたのは原発の使用済み核燃料の再処理で発生する「死の灰」を大量に含む高レベル放射性廃棄物の最終処分場の問題であった。同部会では、委員から、関係閣僚会議が昨年末に「科学的有望地」を今年中（2016年中）に示す方針を了承したことにつき、“時期尚早ではないか”という疑問や、“地域に撤退権を持たせることを検討すべきだ”などの意見が出された（1月28日赤旗）。

②この会合の持つ意味は何か。

最終処分場の選定につき、政府が最終処分場を早期に決定したいとしていること（危険性が判らないうちに）と、実施主体の原子力発電環境整備機構（NUMO）が情報収集や強い権限を持つことへの反撥が強いことである。その反撥が時期尚早論や撤退権の形で噴出したのである。

(3) ①1月27日、原子力規制委員会は、日本原子力研究開発機構の東海再処理施設の安全性確認を公開で定期的に行う監視チームを発足させた。

東海再処置施設が新基準に適合しているかについての確認は行われていない。にも拘わらず、施設内には高放射性廃液やプルトニウム溶液が長期にわたり貯蔵されているため、規制委はリスク軽減のため新基準への適合申請に向けて検討状況などを取り扱う東海再処理施設等監視チームを設置した。同チームは田中知委員と原子力規制庁職員で構成され、同施設の廃止に向けた安全確保のあり方や、原子力機構のその他の老朽施設や放射性廃棄物の管理・処理につ

いても確認する組織である（1月28日赤旗）。

②この動きの持つ意味は、原発から出る核のゴミ＝廃棄物は、人智を以ってしてはいかなる方法によっても管理することはできないことを如実に示す例であることである。

(4) ①1月28日、日本共産党京都府委員会と府議団は、高浜原発再稼働の中止を求める申し入れを関西電力に行った。

その申し入れの内容は、①関西電力が原子力規制委による「新基準への適合」を理由に再稼働することにつき、原子力規制委員長は“安全だとは言えない”と言っていること、②全国の原発で問題となっているケーブルの不正敷設問題で高浜原発3、4号機が調査、報告から除外されていることが大きな事故につながる可能性があること、③高浜原発3、4号機の稼働中止、④使用済み核燃料中間貯蔵施設建設の方針撤回、⑤ケーブルの不正敷設問題を関電自ら調査し調査書を公開すること、である（1月29日赤旗）。

②この事実は、①高浜原発は危険な原発であり再稼働させてはならず、稼働は中止すべきこと、②原発から生ずる核のゴミを地元住民に押し付けるのは酷であること、③原発不正ケーブルの不正敷設問題は、原発が原子力産業の儲けの対象となっていることを示している。

(5) ①1月29日、関電は高松原発3号機の再稼働を始めた。原子力規制委員会の新基準に適合した原発では、九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）に次ぐ3基めである。プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を使うプルサーマル発電では初めての再稼働である。

安倍政府は、安全が確認された原発のみ再稼働を進める方針であり、高浜3号機は2月1日発電と送電を始め、2月下旬には高浜

4号機も再稼働するという。

②高浜原発3,4号機が再稼働に至る経緯を記せば、2機は2015年2月規制委員会の審査に合格、同年12月に高浜町長と福井県知事とが再稼働に同意。同年4月の福井地裁の仮処分決定は2機は再稼働を禁止。ところが同年12月の仮処分決定の取消しにより法的には再稼働できる状態となった。そして今回の再稼働である(1月30日河北新報)。

高浜原発は1月30日核分裂が安定して続く「臨界」に達し、2月1日から発電と送電を始め、1月4日にフル稼働させて、2月下旬に本格的営業運転に入るといふ。

(6)高浜原発は再稼働するが、住民の原発再稼働との闘いはこれからである。その動きの一端を記すことにする。

①避難計画を策定することが極めて困難であることである。例えば車が渋滞し避難が極めて困難である。福井県小浜市のある運転手は、“会社から指示されても運転を拒否したい。被爆は怖い”と話す。国の作った避難計画には実効性がないも同然なのである。

②福島原発告訴団の武藤類子団長は“再稼働は理解できない。人命をないがしろにしている”と憤りを語った。また「乙川原発の再稼働を許さない!みやぎアクション」の

篠原弘典世話人は“福島原発事故前に余剰プルトニウムを消費する目的でMOX燃料を使うことが決められていた。その路線を維持するための再稼働で原発事故から教訓を得ていない”と批判した。

③1月29日福井市で原発再稼働に対する抗議行動の集会が行われ、県庁周辺でパレードが行われた。これは1月29日に強行された高浜3号機の再稼働への怒りの集会である。参加者からは、“県民は同意していないという声をさらに広げよう”“事故が起こる前に止めないといけない”“監視を強めよう”“再稼働反対”の発言やシュプレヒコールが沸き起こったのである。

同日、高浜原発3号機の再稼働を強行した関西電力に対して、東海支社前で市民約80人が抗議行動を行った。行動者の一人「チーム原発いらんがね NAGOYA」の藤原さんは“高浜原発の再稼働は許し難い事態。みんなの抗議の思いをぶつけよう”と挨拶した。

その他鹿児島市で、岡山市で、奈良市で、長崎市でも同種の集会や宣伝や抗議行動が行われた(1月31日)。

(7)以上述べてきたことは、原発が人類に滅亡の危機をもたらすことである。私たちは、原発なき社会こそ目指すべき目標である。